

資料 29 瀬戸内市条例等

資料 29-1 瀬戸内市防災会議条例

○瀬戸内市防災会議条例

〔平成 16 年 11 月 1 日〕
〔 条 例 第 19 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、瀬戸内市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 瀬戸内市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に答申すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、3 人、1 人、7 人及び 5 人とし、第 8 号の委員の定数は 2 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年以内とする。

9 前 2 項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会

長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市防災会議委員

| 職名 | 職 種 | 備 考 |
|-----|--------------------|-----------------|
| 会 長 | 瀬戸内市長 | 市長 |
| 委 員 | 玉野海上保安部長 | 指定地方行政機関 |
| 〃 | 岡山河川事務所長 | 指定地方行政機関 |
| 〃 | 岡山県備前県民局次長 | 岡山県知事部内職員 |
| 〃 | 岡山県備前県民局建設部長 | 岡山県知事部内職員 |
| 〃 | 岡山県備前保健所長 | 岡山県知事部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内警察署長 | 岡山県警察 |
| 〃 | 瀬戸内市副市長 | 市長部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内市総務部長 | 市長部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内市市民生活部長 | 市長部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内市福祉部長 | 市長部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内市こども・健康部長 | 市長部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内市産業建設部長 | 市長部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内市上下水道部長 | 市長部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内市教育長 | 教育長 |
| 〃 | 瀬戸内市消防長 | 市長部内職員 |
| 〃 | 瀬戸内市消防団長 | 消防団長 |
| 〃 | 西日本電信電話株式会社岡山支店長 | 指定公共機関・指定地方公共機関 |
| 〃 | 中国電力株式会社岡山東営業所配電課長 | 指定公共機関・指定地方公共機関 |
| 〃 | 邑久郵便局長 | 指定公共機関・指定地方公共機関 |
| 〃 | 牛窓郵便局長 | 指定公共機関・指定地方公共機関 |
| 〃 | 日本赤十字社岡山県支部事務局長 | 指定公共機関・指定地方公共機関 |
| 〃 | 自主防災組織を構成する者 | |
| 〃 | 学識経験のある者 | |

資料 29-2 瀬戸内市防災会議運営要綱

〔 平成 17 年 12 月 1 日
訓令第 21 号 〕

○瀬戸内市防災会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、瀬戸内市防災会議条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき瀬戸内市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(会長代理)

第 2 条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、前項に規定する代理者については、あらかじめ指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(異動等の報告)

第 4 条 条例第 3 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 7 号に規定する委員は、異動があった場合後任者の職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(防災会議の招集通知)

第 5 条 会議の招集通知には、防災会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議)

第 6 条 防災会議は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 7 条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(会長の専決事項)

第 8 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 瀬戸内市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(事務局)

第 9 条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を危機管理部危機管理課に置く。

- 2 事務局に、書記を置く。
- 3 書記は、危機管理部危機管理課の職員のうちから市長が任命する。

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

資料 29-3 瀬戸内市災害対策本部条例

○瀬戸内市災害対策本部条例

〔平成 16 年 11 月 1 日〕
〔条例 第 20 号〕

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、瀬戸内市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委 任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 29-4 瀬戸内市災害対策本部規程

○瀬戸内市災害対策本部規程

〔平成 18 年 1 月 25 日〕
訓 令 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、瀬戸内市災害対策本部条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 20 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、瀬戸内市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本部は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるときに設置する。

(任務)

第 3 条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 被災地の清掃及び防疫その他保健衛生に関すること。
- (6) 被災農林水産業に関すること。
- (7) 応急教育に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか防災に関すること。

(組織)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により、本部に次の班を置く。

- (1) 統括班
- (2) 総務班
- (3) 総合政策班
- (4) 市民生活班
- (5) 保健福祉班
- (6) 産業建設班
- (7) 教育班
- (8) 上下水道班
- (9) 消防班
- (10) 病院班

2 班に班長を置く。

3 班長は、本部長の命を受け班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長に事故があるときは、あらかじめ班内の者のうちから班長が指名する者がその職務を代理する。

(所掌事務)

第 5 条 本部の所掌事務は、瀬戸内市地域防災計画第 4 章第 1 節第 2 項の 5 のとおりとする。

(本部の設置基準)

第6条 法第23条第1項の規定により、本部を設置する場合の基準は、瀬戸内市地域防災計画第4章第1節第2項の1の市本部の設置基準のとおりとする。

(本部会議)

第7条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び班長を持って構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条各号に掲げる事項に関し、施策の調整及び推進について協議する。

(通報)

第8条 各班において、災害情報を得たときは、直ちに統括班に通報しなければならない。

2 統括班は、各班より災害情報を受理したときは、直ちに本部長、副本部長及び各班長に通報しなければならない。

(災害情報の発表)

第9条 災害情報の発表は、本部会議の協議を経て行うものとする。

(水防活動)

第10条 水防活動は、岡山気象台から、風雨、大雨及び高潮に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川及びため池水位が危険な状態に達したとき、又は水防法(昭和24年法律第193号)第2条第2項に規定する水防管理者の報告その他により本部長が必要と認めたときその業務を開始する。

(その他の防災活動)

第11条 火災、風災、震災等の防衛活動は、岡山気象台から、強風及び異常乾燥に関する注意報が発せられ、防衛活動の必要が認められるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第12条 救助活動は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項に該当するとき又は現に応急的な救助を必要とするときに開始する。

(活動態勢)

第13条 第2条の防災活動業務の開始により、本部が設定されたときは、関係の各班は、直ちに非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(自衛隊の派遣)

第14条 本部長は、前条の非常執務態勢において、自衛隊の出動要請を必要と認めるときは、県本部長に対して、自衛隊の出動を要請するものとする。

2 本部長が自衛隊派遣要請を決定したときは、統括班長は、自衛隊災害派遣取扱要領に基づいて派遣要請の手続をするものとする。

(関係機関との連絡)

第15条 班長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、統括班長と協議の上協力を要請するものとする。

(本部の廃止)

第16条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

2 本部廃止後の事務の連絡は、危機管理部危機管理課において行うものとする。

(事務処理)

第17条 事務処理は本部の所掌事務の完了後担当所管課において行い、取りまとめについては危機管理部危機管理課が行うものとする。

(部員の心構え)

第 18 条 班長及び班員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が緊迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

2 各班は、非常災害の場合、機宜の措置を講ずることができるよう、常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第 19 条 各班は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう、相互の情報連絡と協力について、十分な努力を払わなければならない。

(その他)

第 20 条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 1 月 9 日訓令第 1 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 25 日訓令第 15 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 28 日訓令第 23 号)

この訓令は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料 30 相互協定等

資料 30-1 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
 - (3) 応援場所及び応援場所への経路
 - (4) 応援の期間
 - (5) その他必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。
- 3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。
- 4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。

5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。

6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

(自主応援)

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

- 3 協議会に、幹事会を置く。
 4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

(発効日)

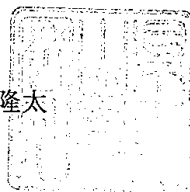
- 1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。
 (岡山県下15市災害時相互応援に関する協定の廃止)
 2 県内各市が平成22年11月25日に締結した岡山県下15市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を28通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その1通を保有する。

平成26年7月4日

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



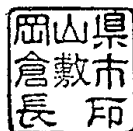
岡山市

岡山市長 大森 雅夫



倉敷市

倉敷市長 伊東 香織



津山市

津山市長 宮地 昭範



玉野市
玉野市長 黒田 晋

笠岡市
笠岡市長 三島 紀元

井原市
井原市長 瀧本 豊文

総社市
総社市長 片岡 聡

高梁市
高梁市長 近藤 隆則

新見市
新見市長 石垣 正夫

備前市
備前市長 吉村 武司

瀬戸内市
瀬戸内市長 武久 顕也

赤磐市
赤磐市長 友實 武則

真庭市
真庭市長 太田 昇

美作市
美作市長 萩原 誠司

浅口市
浅口市長 栗山 康彦

資料30-2 災害時における情報交換に関する協定書

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と瀬戸内市長(以下「乙」という。)は、瀬戸内市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、瀬戸内市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、瀬戸内市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23年 7月 8日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功



乙 瀬戸内市 瀬戸内市長 武久 顕也



資料 30-3 土砂災害等の情報提供に関する協定書

土砂災害等の情報提供に関する協定書

瀬戸内市内において、安全かつ良好な生活環境を保持するため、瀬戸内市（以下「甲」という。）と瀬戸内市内を集配する郵便局（以下「乙」という。）とは、以下の事項について実施協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この実施協定は、土砂災害等（土砂災害、風水害、高潮、大規模地震その他の異常な自然現象又は火災による災害をいう。以下同じ。）の未然防止及び被害の軽減、道路、河川等の危険箇所に関する情報提供等のため、甲、乙が相互に協力し、監視体制等の一層の強化が図られるよう、必要な事項を定めるものとする。

（情報提供の内容）

第2条 乙は、業務に支障のない範囲内で、業務遂行の際入手又は発見した次の各号に定める情報を、無償で甲に提供するものとする。

- (1) 土砂災害等の発生の前兆又は発生後の被災状況等に関する情報
- (2) 道路、河川等の危険箇所に関する情報

（責任の免除）

第3条 本件情報提供の実施に関して事故が発生した場合においても、乙は、甲及び第三者に対して責任を負わないものとする。

- 2 本件情報提供の実施に関し第三者に対し損害賠償の責を負うこととなった場合は、甲がすべてこれを負担する。

（秘密の確保）

第4条 甲及び乙は、この協定の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（防災関係資料の提供等）

第5条 乙は、瀬戸内市内の郵便局に、業務に支障のない範囲内で、甲等が作成する土砂災害等に関する冊子等を掲示し、又は備え付け、関係住民に提供するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

- 甲 瀬戸内市役所総務課長
- 乙 邑久郵便局副局長

(協議事項)

第7条 この実施協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義を生じた事項については、その都度、両者が協議し決定する。


この実施協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上各1通を保有するものとする。

平成17年9月6日

甲 瀬戸内市長

立岡 尚弘 

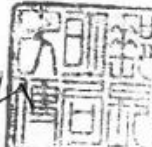
乙 邑久郵便局長

松梅 隆亮 

牛窓郵便局長

濱田 達矢 

虫明郵便局長

大河原 尚弘 

資料 30-4 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

(1) 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

瀬戸内市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社岡山東営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

(連絡)

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

(連絡責任者)

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

(協力)

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

(連携)

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年11月9日

甲 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地

瀬戸内市長 武久 顕也



乙 岡山市東区西大寺中野422-3
中国電力株式会社 岡山東営業所
所長 岡 泰伸



(2) 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い実施要綱

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

瀬戸内市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社岡山東営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第8条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。
電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年11月9日

甲 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1
瀬戸内市長 武久 顕也

乙 岡山市東区西大寺中野422-3
中国電力株式会社 岡山東営業所
所長 岡 泰伸

資料30-5 協定締結事業者等一覧

| 協定内容 | 区分 | 名称 | 締結年月日 |
|-----------------------|----------|-------------------------|-------------------------------|
| 飲料、食料品、日用品の提供 | 物資 | (株)イズミ | 平成20年6月1日 |
| 物資の提供 | 物資 | NPO法人 コメリ災害対策センター | 平成20年6月12日 |
| 飲料、食料品、日用品の提供 | 物資 | (株)ハローズ | 平成21年4月1日 |
| 飲料の提供 | 物資 | サントリーフーズ(株) | 平成25年2月18日 |
| 応急生活物資の供給 | 物資 | 生活協同組合おかやまコープ | 平成25年11月1日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | 瀬戸内市建設振興会 | 平成20年10月8日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | 瀬戸内市建設業協会 | 平成20年10月24日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | 一般社団法人 瀬戸内市建設協会 | 平成20年11月7日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | 邑南産業(株) | 平成21年4月1日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | (株)竈進 | 平成21年4月1日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | (株)前田開発 | 平成21年4月1日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | (株)元浜組 | 平成22年4月9日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | 康愛産業(株) | 平成23年4月25日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | 瀬戸内市建設同友会 | 平成24年1月4日 (当初:平成20年7月28日) |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | オリエンタル白石(株)広島営業支店 | 平成29年6月1日 (当初:平成24年8月28日) |
| 災害時における福祉避難所の設置運営 | 福祉避難所 | 社会福祉法人 誠和 | 平成24年1月17日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営 | 福祉避難所 | 社会福祉法人 敬友会 | 平成24年1月17日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営 | 福祉避難所 | 社会福祉法人 岡山千鳥福祉会 | 平成24年1月17日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営 | 福祉避難所 | 社会福祉法人 藤花会 | 平成24年1月17日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営 | 福祉避難所 | 社会福祉法人 健老会 | 平成25年1月18日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営 | 福祉避難所 | 株式会社 香福 | 平成30年10月1日 (当初:平成25年1月18日) |
| 災害時における福祉避難所の設置運営 | 福祉避難所 | 医療法人道照会 竹内医院 | 平成25年1月18日 |
| 災害時における避難施設利用 | 避難所 | 岡山県立邑久高等学校 | 平成18年6月28日 |
| 災害時における一時避難場所の指定 | 避難所 | 福田山 円福寺 | 平成22年12月21日 |
| 災害時における一時避難場所の指定 | 避難所 | 宗教法人 法華宗 本蓮寺 | 平成25年7月1日 |
| 災害時における一時避難場所の指定 | 避難所 | 宗教法人 海岸山 妙福寺観音院 | 平成25年7月1日 |
| 災害時における一時避難場所の指定 | 避難所 | 宗教法人 室谷山 金剛頂寺 | 平成25年8月1日 |
| 災害時における一時避難場所の指定 | 避難所 | 財団法人 高齢化社会福祉振興財団 服部養老会 | 平成25年7月1日 |
| 災害時における一時避難場所の指定 | 避難所 | 邑久町漁業協同組合 | 平成25年7月1日 |
| 災害時における一時避難場所の指定 | 避難所 | 岡山市農業協同組合 | 平成25年7月1日 |
| 災害時における構成団体間の相互支援 | 応援 | 全国ハンセン病療養所所在市町 | 平成24年7月12日 |
| 災害救助犬・セラピードッグの出動 | 救助 | NPO法人 日本レスキュー協会 | 平成21年11月24日 |
| 土砂災害等の情報提供 | 情報 | 邑久・牛窓・虫明郵便局 | 平成17年9月6日 |
| 坂根堰の災害情報の伝達 | 情報 | 国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 | 平成21年11月16日 |
| 災害時における情報交換 | 情報 | 国土交通省中国地方整備局 | 平成23年7月8日 |
| 停電・復旧の情報提供 | 情報 | 中国電力(株)岡山東営業所 | 平成23年11月9日 (当初:平成17年9月2日) |
| アマチュア無線による災害時応援 | 情報 | 一般社団法人 日本アマチュア無線連盟岡山県支部 | 平成24年4月16日 |
| 船舶による輸送等 | 輸送 | 岡山県水難救済会 | 平成21年1月15日 |
| 遺体安置所・葬祭用品の提供 | 遺体安置場所 | 岡山県霊柩葬祭事業協同組合 | 平成26年3月11日 |
| 遺体安置所・葬祭用品の提供 | 遺体安置場所 | 株式会社 さくら祭典 | 平成26年3月11日 |
| 遺体安置所・葬祭用品の提供 | 遺体安置場所 | 株式会社 八葬祭 | 平成26年3月11日 |
| 遺体安置所・葬祭用品の提供 | 遺体安置場所 | 有限会社 はなわ屋 | 平成26年3月11日 |
| 津波発生時における緊急避難場所としての使用 | 津波避難ビル | 株式会社 天満屋ホテルズアンドリゾーツ | 平成26年3月11日 |
| 災害時におけるボランティア活動等 | 災害ボランティア | 社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会 | 平成26年3月11日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | (株)馬場工務店 | 平成26年4月7日 |
| 人員派遣、生活必需品・資機材の提供等 | 応援 | 岡山県及び県下27市町村 | 平成26年7月4日 |
| 災害時における行政書士業務相談 | 応援 | 岡山県行政書士会 | 平成26年10月21日 |

| 協定内容 | 区分 | 名称 | 締結年月日 |
|----------------------------------|--------|------------------------------------|-------------|
| 大規模災害時における被害状況調査応急対策に関する測量・調査・設計 | 応援 | 一般社団法人岡山県測量設計業協会 中国地質調査業協会岡山県支部 | 平成26年12月1日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | 石田重工業㈱ | 平成26年12月12日 |
| 災害時における物資の供給 | 応急 | 大和紙器㈱ | 平成27年2月2日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | ㈱一輝 | 平成27年4月1日 |
| 救助用物資の供給等 | 物資 | ゴダイ㈱ | 平成28年1月29日 |
| 災害時における地図製品等の供給等 | 物資 | ㈱ゼンリン | 平成28年7月1日 |
| 災害時における避難所の指定 | 避難所 | 学校法人 啓明学院 | 平成28年7月4日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | (有)高祖興業 | 平成28年12月1日 |
| 建設機械、資材及び労力の提供 | 応急 | (有)青海 | 平成28年12月1日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営 | 福祉避難所 | 社会福祉法人 愛あい会 | 平成29年3月23日 |
| 災害時における法律相談業務 | 応援 | 岡山弁護士会 | 平成29年9月26日 |
| 災害時における駐車場利用 | 応急 | ユージー技建株式会社 | 平成30年2月23日 |
| 災害時におけるレンタル資機材の提供 | 応急 | 株式会社アクティオ | 平成30年3月14日 |
| 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定 | 応援 | 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 | 平成30年9月10日 |
| 災害発生時における瀬戸内市と瀬戸内市内の郵便局の協力に関する協定 | 情報 | 日本郵便株式会社瀬戸内市内の郵便局 | 平成30年10月1日 |
| 坂根堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定 | 情報(改訂) | 岡山河川事務所 | 令和元年7月5日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 | 福祉避難所 | (社福)旭川荘 | 令和元年10月18日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 | 福祉避難所 | (社福)アストラ会 | 令和元年10月18日 |
| 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 | 福祉避難所 | (社福)閉谷福祉会 | 令和元年10月18日 |
| 空調設備の提供(岡山県) | 物資 | (一社)岡山県冷凍空調協会 | 令和元年10月28日 |
| 災害時等における無人航空機の活用に関する協定 | 応援 | ㈱イエローライン山陽 | 令和元年7月26日 |
| 災害時における応急対策物資の調達に化す協定 | 物資 | 萩原工業㈱ | 令和元年6月17日 |
| 災害にかかると情報発信等に関する協定 | 情報 | ヤフー株 | 令和元年6月17日 |
| 特設公衆電話の設置・利用に関する協定 | 情報 | NTT | 令和元年9月26日 |
| 風水害の事前対策準備における支援協力に関する協定 | 応急 | シンボー工業㈱ | 令和元年6月21日 |
| 災害時等における緊急避難場所の施設利用に関する協定 | 避難所 | 餘慶寺 | 令和2年2月14日 |
| 災害時等における緊急避難場所の施設利用に関する協定 | 避難所 | 恵亮院 | 令和2年2月14日 |
| 災害時等における緊急避難場所の施設利用に関する協定 | 避難所 | 本乗院 | 令和2年2月14日 |
| 災害時等における緊急避難場所の施設利用に関する協定 | 避難所 | 吉祥院 | 令和2年2月14日 |
| 災害時等における緊急避難場所の施設利用に関する協定 | 避難所 | 明王院 | 令和2年2月14日 |
| 災害時等における緊急避難場所の施設利用に関する協定 | 避難所 | 定光院 | 令和2年2月14日 |
| 災害時等における緊急避難場所の施設利用に関する協定 | 避難所 | 圓乗院 | 令和2年2月14日 |
| 災害時等における緊急避難場所の施設利用に関する協定 | 避難所 | 大賀島寺 | 令和2年2月14日 |
| 災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定 | 給食支援 | 株式会社メフォス | 令和2年8月4日 |
| 災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定 | 給食支援 | 一富士フードサービス㈱中国・四国支社 | 令和2年8月4日 |
| 災害時等における輸送業務等の協力に関する協定 | 輸送支援 | 東備バス株式会社 | 令和2年8月6日 |
| 災害時等における輸送業務等の協力に関する協定 | 輸送支援 | ㈱坂本運輸、(有)ネイチャー・ワールド自動車 | 令和2年8月6日 |
| 災害時等における輸送業務等の協力に関する協定 | 輸送支援 | 有限会社ツルヤタクシー | 令和2年8月6日 |
| 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定 | 宿泊支援 | 株式会社天満屋ホテルズアンドリゾート(ホテルリマーニ) | 令和2年10月8日 |
| 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定 | 宿泊支援 | ベネフィットホテル株式会社(岡山いいいの村) | 令和2年10月8日 |
| 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定 | 宿泊支援 | 株式会社西大寺グランドホテル(西大寺グランドホテル) | 令和2年10月8日 |
| 災害時における輸送業務等の協力に関する協定 | 輸送支援 | 岡山スイキュウ株式会社 | 令和2年10月20日 |
| 災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定 | 応急 | キャンピングカー株式会社 | 令和2年11月5日 |
| 災害時における石油類燃料の供給に関する協定 | 燃料供給 | 岡山県石油商業組合 西大寺支部 | 令和2年11月13日 |